



岩井 明 議員

子どもの貧困対策は

Q 子どもの貧困対策推進法が今年6月に改正され、将来のための学習・就労支援だけでなく、現在の子どもたちの生活改善にも力を入れることが明確となった。全国的な調査では、平均的な所得の半分に届かない世帯にいる18歳未満の子どもは7人に1人と高水準となっており、この現実をいつまでも放置してはならない。町内における子どもの貧困の実態把握の方法は。

A 宮口町長

乳幼児期は、保健師や子育て支援所の職員が、家庭訪問や相談事業により子育て環境の把握を行っている。小・中学生については、教育委員会職員が実態把握に努めることも、お互いに連携して情報交換を行っている。

ための取り組みは。

A 宮口町長

全ての対象者に出産祝金、保育所通所時の支援金、高校生までの医療費無償化を実施するほか、それぞれの子どもに対する支援を行っている。

Q 子どもに対する支援金の支給などの取り組みは認識しているが、それだけでは格差解消とはなれないと考えるが。

A 宮口町長

どの家庭が貧困に該当するかはわかりづらく、プライバシーの問題等もあり町が踏み込むことが難しい状況がある。

厳しい経済事情の家庭においては、積極的に町の担当者に相談していただくことも、町としても踏み込んで話を聞き、制度を活用していただけるよう努力していきたい。



坂口 尚示 議員

買い物弱者への対策は

Q 町内唯一のスーパーが閉店して3か月を迎えた。困難を実感している方は多いが、特に市街地から離れて住んでいる方や車のない方は非常に困難な生活を余儀なくされている。移動販売車が運行しているが、希望者全員の対応は難しいと聞く。

スーパー再開の見通しと、高齢社会における買い物弱者対策は。

A 宮口町長

町内唯一のスーパーの閉店により、日常使う食品等の購入が困難となったことについては、重大な問題と重く受け止めている。

スーパー再開については、新たな事業者との協議を開始したところであり、1日も早く協議を整え、開店に向けて努力していく。

また、高齢者等に対しては、移動販売車の周知、販売場所の調整、宅配サービスの周知や申込みの手

伝い等を実施し、患者輸送車やコミュニティバス等により商店までの移動手段の確保に努めている。

Q スーパーが再開した場合、町の臨時職員による配達業務はできないか。

A 宮口町長

職員の派遣に関する法整備や、他の商店との関係もあるため、難しいと考えている。

Q 小売店舗と直結で商品に対して1点10円を加算することで配達業務を行う事業者（移動スーパーとくし丸）もあるが。

A 宮口町長

商工会とも協議しながら、買い物弱者に対する支援について努力していきたい。



町内を回る移動販売車の車内

今年度完成しポート

1 調査の経過と結果

(1) 豊頃町地域防災計画について

豊頃町地域防災計画は、関係法令等の規定により、本町の防災に關し万全を期することを目的に豊頃町防災会議が作成する計画であり、災害対策の総合的な指針を定めている。

(2) 修正の背景と見直しの方向性

豊頃町地域防災計画は、平成26年に東日本大震災の教訓を反映した見直しを行ったが、今回はそれ以降の各種法令の改正や国、道の

7月26日、総務文教常任委員会（小笠原茂人委員長）は、「豊頃町地域防災計画の修正概要と町内防災施設の現地調査を行いました。」

防災計画等との整合を図るための修正である。また、町の組織機構に合わせて本部体制や業務の見直し等の修正も行った。

道防災計画の修正による見直しとしては、道内で大規模災害が発生した場合の応急対策に關わる具体的な手順を定めた「北海道災害時応援・受援マニュアル」や北海道社会福祉協議会において被災地の災害ボランティアが適切に活動できるよう「市町村災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を策定したこと、さらには地震被害想定結果の概要を規定した。その他、直近の組織機構に改め、計画における体制・所管事務の見直し、指定河川洪水予報を河川の水位の危険度レベル等に改善、要配慮者への対応などを見直した。

(3) 現地調査

総合体育館西側の防災倉庫、役場庁舎非常用発電設備、大津地域コミュニティセンターでは防災資材の備蓄状況を、大津港町築山、トンケシ、国道336号津波緊急避難場所では避難場所の状況をそれぞれ調査した。

2 まとめ

本調査では、豊頃町地域防災計画の修正概要についての把握や現地調査を通じて、町の防災体制を確認できた。

今回の修正は、自主防災組織の育成・運営の推進、災害ボランティアセンターとの連携を規定するなど大規模災害を想定した内容であった。また、国土交通省・気象庁の発表する気象情報や河川予報に伴い、町の避難勧告等発令基準が修正された。

今後の防災事業では、防災行政無線のデジタル化や役場職員の初動体制・避難所運営等に関するマニュアルの作成、防災備蓄計画の見直しを検討していることが分かった。

修正した地域防災計画による町の防災体制の強化を図るためには、住民の防災意識の向上や自主防災組織の育成に向けた積極的な防災情報の提供を求めたい。また、役場職員の災害対応や避難所運営を改善するため、今後策定予定の避難所マニュアルを使った防災訓練の実施が必要と考える。

平成30年9月の北海道胆振東部



国道 336 号津波避難場所の調査

地震による道内全域停電（ブラックアウト）では、本町にも多大な影響があったことから、電力確保への対策が必要ではないか、役場OBの災害対応への活用、観光客の避難も想定した避難場所の整備、国、道等の防災関係機関や災害時の各種協定を結ぶ民間事業者に対して定期的に防災体制の確認も必要ではないかななどの意見も出された。

今後、防災体制の強化と住民・関係機関との関わりを密にし、町全体で災害に強いまちづくりに向けた取り組みを進めるべきとの意見が出された。

※要約掲載



総合体育館西側の防災倉庫の調査